

Date	/	/	/
Check			

第1問 相続が生じた場合の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 共同相続人のうちに相続人の欠格事由に該当する者がいる場合において、他の共同相続人への相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、登記原因証明情報として、被相続人及び相続人全員の戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報一覧図の写しを提供すれば足りる。

イ 甲土地の所有権の登記名義人であるAの推定相続人である子B及びCのうち、Bが、Aから相続分を超える生前贈与を受けた後に死亡し、Bの子がDのみである場合において、その後にAが死亡したときは、Cは、甲土地について、Dが作成したBがAから特別受益を受けていることを証する情報を登記原因証明情報の一部として提供して、AからCへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ 甲土地の所有権の登記名義人であるAが死亡し、共同相続人が子B、C及びDである場合において、B、C及びDの間で「Bが甲土地を寄与分として取得する。」旨の協議がされたときは、Bは、登記原因証明情報の一部として当該協議がされたことを証する情報を提供し、相続を登記原因として、直接Bを登記名義人とする所有権の移転の登記を申請することができる。

エ 甲土地の所有権の登記名義人であるAが死亡し、その共同相続人がB、C及びDである場合において、その旨の登記を申請する前にBがその相続分をDに譲渡し、CD間で「甲土地をDが取得する。」旨の遺産分割協議が成立したときは、Dは、甲土地につき、D一人を登記名義人とする相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

オ 共同相続人のうちの一部の者につき相続の放棄があった場合における被相続人から他の共同相続人への相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、登記原因証明情報の一部として、相続放棄申述受理通知書を提供することはできない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第1問	相続が生じた場合の登記	正解2
-----	-------------	-----

【 出題の傾向と対策 】

本問は、登記名義人に相続が生じた場合の所有権の登記に関する知識を問うものである。

本試験では、相続が生じた場合の所有権移転の登記を主題とする問題が、令和1年第15問及び第26問、平成29年第19問、平成28年第24問等において出題されている。

相続に関する登記は頻出論点であり、この分野に関する先例も非常に多い。過去に出題実績のある知識を中心に丁寧にインプットしておく必要がある。特に、共同相続人の相続分に影響を及ぼす事由として、相続放棄、特別受益者の存在、寄与分協議、相続分の譲渡、遺産分割等がある場合の登記手続については、法定相続分による共同相続登記の有無によって申請することができる登記が異なるので、知識を混同しないよう注意しよう。また、登記原因証明情報も具体的に定められている場面が多く、本試験でもよく問われているので、しっかり押さえておこう。

ア 誤り。共同相続人のうちに相続人の欠格事由（民891条）に該当する者がいる場合であっても、その旨は戸籍及び法定相続情報一覧図には記載されない（戸籍97条、平29.4.17民二292号通達参照）。したがって、戸籍又は法定相続情報一覧図の記載からは相続人が欠格事由に該当するか否かは明らかとならないため、登記原因証明情報として、被相続人及び相続人全員の戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報一覧図の写しのほか、相続欠格者の作成した証明書又は確定判決の謄本等の欠格事由を証する情報を提供することを要する（昭33.1.10民事甲4号通達）。

☆参考過去問：R1-13, H2-20

イ 正しい。Aの推定相続人であるBが、Aから法定相続分を超える生前贈与を受けていた場合には、BはAの相続財産について相続分を有しないので（民903条2項）、Bの代襲相続人DもAの相続財産について相続分を有しない（民901条1項本文）。この場合、Dを除く他の相続人であるCは、登記原因証明情報の一部としてDが作成したBがAから特別受益を受けている旨の証明書を提供して、AからCへの相続を登記原因とする所有権移転の登記を申請することができる（昭49.1.8民三242号回答）。

☆参考過去問：H22-25, H3-19

ウ 正しい。共同相続人のうちの一人が特定の不動産を寄与分として取得する旨を内容とする協議は、寄与分を定める協議のほか、遺産分割の協議が成立したものと解されるため、被相続人から直接、相続を登記原因として、その者の単有名義とする所有権移転の登記を申請することができる（昭55.12.20民三7145号通達）。したがって、本記述の場合、登記原因証明情報の一部として「Bが甲土地を寄与分として取得する。」旨の協議がされたことを証する情報を提供し、相続を登記原因として、直接Bを登記名義人とする所有権移転の登記を申請することができる。

☆参考過去問：H9-22

エ 正しい。共同相続人B、C及びDのうち、Bがその相続分をDに譲渡し、その後CD間で、相続財産中の甲土地をDが取得する旨の遺産分割協議が成立した場合において、甲土地につき法定相続分による登記がされていないときは、DはD一人を登記名義人とする相続を登記原因とする所有権移転の登記を申請することができる（昭59.10.15民三5195号回答）。

☆参考過去問：H15-25, H4-16

オ 誤り。相続放棄は、家庭裁判所に申述することにより行われる（民938条）ため、相続放棄が

あった場合における被相続人から他の共同相続人への相続を登記原因とする所有権移転の登記を申請するときは、登記原因証明情報の一部として、「相続放棄申述受理証明書」又はこれと同等の内容が記載された「相続放棄等の申述有無についての照会に対する家庭裁判所からの回答書」若しくは「相続放棄申述受理通知書」を提供しなければならない（登記研究808号）。したがって、本記述の場合、相続放棄申述受理通知書を登記原因証明情報の一部として提供することができる。

☆参考過去問：H 2 - 20

以上により、誤っているものはア・オであり、正解は2となる。

【 本問及び関連知識の総整理 】

＜法定相続分と異なる割合で相続することとなった場合に申請する登記＞

		共同相続登記が未了の場合	共同相続登記がされている場合
特別受益者がいる場合		「相続」を登記原因とする修正された後の相続分による所有権移転の登記（H22-25-ア）	「錯誤」を登記原因とする所有権更正の登記（H11-13-5）
寄与分が定められた場合		「相続」を登記原因とする寄与分が定められた後の相続分による所有権移転の登記（H 9 - 22-エ参照）	「錯誤」を登記原因とする所有権更正の登記（H16-26-オ，H11-13-1）（昭55.12.20民三7145号通達）（※）
相続分の譲渡がされた場合	譲受人が相続人	「相続」を登記原因とする譲受人への所有権移転の登記（昭59.10.15民三5195号回答）（H22-25-エ，H15-25-ア・ウ・オ，H13-12-5，H4-16-5参照）	「相続分の贈与（又は売買）」を登記原因とする譲渡人から譲受人への持分移転の登記
	譲受人が相続人以外	①共同相続登記を申請した後，②「相続分の贈与（又は売買）」を登記原因とする譲渡人から譲受人への持分移転の登記（平4.3.18民三1404号回答参照）（H29-19-イ，H15-25-イ・エ）	
遺産分割があった場合		「相続」を登記原因とする被相続人から遺産分割により権利を取得した相続人への所有権移転の登記（H28-12-イ参照，H12-23-エ参照，H7-15-イ，H4-16-5）	「遺産分割」を登記原因とする持分を失った相続人から持分を取得した相続人への持分移転の登記（H22-22-オ，H16-26-エ参照，H12-23-オ，H11-13-2，H10-23-オ，H3-22-1，H3-27-2参照）（※）

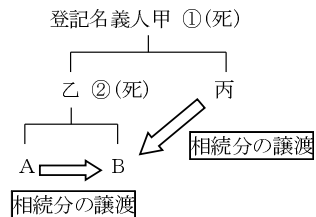
※ 共同相続人のうちの一人が特定の不動産を寄与分として取得する旨を内容とする協議は、寄与分を定める協議のほか、遺産分割の協議が成立したものと解されるため、共同相続登記がされた後に共同相続人中の特定の者が特定の不動産を寄与分として取得する旨の協議が成立した場合には、「遺産分割」を登記原因とする持分移転の登記を申請することができる（昭55.12.20民三7145号通達）。

【相続分の譲渡に関する先例（平4.3.18民三1404号回答）】

【問題点】

被相続人甲が死亡し、乙及び丙が相続した甲名義の不動産につき、相続登記未了のうちに乙の死亡によりA及びBが乙を相続し、その後、A及び丙が各自の相続分をそれぞれBに譲渡した場合において、B名義への移転登記をするには、どのような登記を申請すべきか。

（注）論点を明確にするため、先例の事例のうち代襲相続等の事実を省略し、簡略化した相続関係を示している。

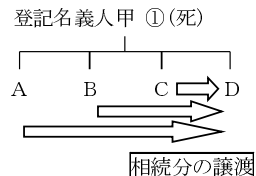


【先例】

①相続を登記原因とする乙及び丙への所有権移転の登記、②乙持分について相続を登記原因とするBへの持分全部移転の登記（Aの印鑑証明書付相続分譲渡証書等の相続分の譲渡を証する情報の提供）、③丙持分について相続分の売買又は相続分の贈与を登記原因とするB名義への持分全部移転の登記を順次申請するのが相当である（平4.3.18民三1404号回答）。

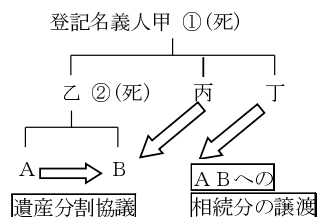
【比較(1)】

甲の共同相続人A・B・C・DのうちA・B・Cがその相続分をDに譲渡した場合は、被相続人甲名義の不動産につき、A・B・Cの印鑑証明書付相続分譲渡証書等の相続分の譲渡を証する情報を提供し、甲から、D1人を登記名義人とする相続登記を申請することができる（昭59.10.15民三5195号回答）。



【比較(2)】

被相続人甲が死亡し、乙、丙及び丁が相続した甲名義の不動産につき、相続登記及び共同相続人による遺産分割協議が未了のうちに乙の死亡によりA及びBが乙を相続した場合において、その後、丙及び丁が各自の相続分をそれぞれA及びBに譲渡した上で、A及びBの間で遺産分割協議により当該不動産をBの単独所有とする旨を定めたときは、Bから登記原因証明情報として、当該相続分の譲渡に係る丙及び丁の印鑑証明書付相続分譲渡証書等及び当該遺産分割協議に係る遺産分割協議書を提供して、「年月日（甲の死亡の日）乙相続、年月日（乙の死亡の日）相続」を登記原因として、当該不動産について甲からBへの所有権移転の登記を申請することができる（平30.3.16民二137号通知）。



【対策】

比較(1)の先例では、共同相続登記が未了の間に相続人間で相続分の譲渡があった場合、直接、「相続」を登記原因として、相続分の譲渡を受けた相続人を登記名義人とする所有権移転の登記を申請することができる旨が示されている。この「相続人間で相続分の譲渡があった場合」とは、同一順位の相続人間で相続分の譲渡があった場合のことを指す、という点を明らかにしたの

が本件先例〔平4. 3. 18民三1404号回答〕である。本件先例の丙とBは同一順位の相続人ではないため、丙からBへの相続分の譲渡は、相続人間の相続分の譲渡ではなく、相続人以外の第三者への相続分の譲渡として扱うべきであり、まず乙丙名義とする共同相続の登記をしてから、「相続分の売買」又は「相続分の贈与」を登記原因とする丙持分移転の登記を申請すべきとされている。

比較(2)の先例は、一見すると本件先例の結論と矛盾するように思えるかもしれないが、丙及び丁から相続分の譲渡を受けたA B間で遺産分割協議がされているという点で異質の事例であるので、注意しよう。相続分の譲渡を受けた譲受人は遺産分割協議に参加することができる。この事例におけるA B間の遺産分割協議は、①A及びBが乙の相続人並びに丙及び丁の相続分の譲受人として参加し、成立させた「乙が当該不動産を相続する」旨の遺産分割協議のほか、②A及びBの間で「乙が相続した当該不動産をBが相続する」旨の遺産分割協議が成立したものと解することができる。したがって、比較(2)の事例において中間の相続は結果として単独相続であったことになり（昭30. 12. 16民事甲2670号通達参照）、直接、現在の所有者であるB名義とする所有権移転の登記を申請することができるのである。

伊藤塾

【Memo】